

3月12日（水）

皆様 如何お過ごしでございますか。

本日も快晴のゴールド・コーストより3月のニュースレターをお届け致します。

さて今月のトピックは？

Australian Taxation Office(ATO/オーストラリア税務署) より気になるニュースが入って参りましたので、お届け致します。

ATOの動き

1. 租税回避対策税制に関して日本との協力体制の強化

外国に子会社を作り所得を貯蓄し、日本からの課税を避けるのを規制する制度。

海外子会社の所得は日本の親会社の所得として、申告及び納税をする。

◆適用除外の規定（海外での課税分のみ控除）

製造業 … 事務所・工場などの施設を所持し、事業自体が管理及び運営をしていること。

◆2010年度の税制改正により20%以下が対象国（2010年までは税率25%以下）

2. 税務長官 クリス・ジョーダン & 日本国税庁 稲垣長官と会談（第43回SGATAR総会）

この会談では共同コンプライアンスプロジェクトに加えて、多国間協力に着手する二国間条約について議論

3. オーストラリア居住者は、日本及び海外で得た所得申告をするように警告を受ける。

例1：ニセコ地区、北海道スキーリゾート地不動産売却による収入の申告漏れ

例2：日本での不動産売却をしたが、両国間で申告漏れ（10件以上）

実施予定項目及デメリット

1. 多国間協力により、日本及び海外にて資産購入売却された際の収入に対しての納税義務を回避することが困難になる。

2. オーストラリア居住者にて海外不動産販売をしている方々に関しても、報告を義務付けられる。

3. 日本では不動産取引に関する情報の共有化を目指す。

4. 上記項目に含まれる情報として

1.銀行の利子 2.配当金 3.所得の他のタイプ

5. 将来的な目標 → 情報の自動交換のシステム化の実施

G20諸国の拡大と共に、情報の流れが容易に確認出来ることが期待される。

今月号も最後までご購入頂きまして誠に有難うございました。

ハミル智子/ISK不動産管理部